

始福長障第 1624 号
令和 2 年 12 月 1 日

各交通機関事業所 御中

始良市福祉事務所長



身体障害者手帳等の提示による運賃割引の取扱いについて（お願い）

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。また、平素より本市福祉行政につきまして、ご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

さて身体障害者手帳等の提示による運賃割引につきましては、身体障害者手帳又は療育手帳に「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額第1種」と記載されている障がい者の方につきましては、当該記載がある手帳の提示により、運賃等の割引が適用されるということから、本市では、「介護人証」等の交付を行っておりません。ところが、割引対象者が手帳を提示したにもかかわらず、介護人証がないとすることで、割引の適用を受けることができなかったとのご連絡や問い合わせが、寄せられております。

介護人証は任意の様式であり、その原本たる手帳の提示により、割引対象者であることが確認いただける状況であることから、本市では、現在、交付しておりません。写真の貼付もあり、本人確認も可能である手帳の提示による割引対象者の確認等を貴社の各営業所、運転手の方々に周知くださいますよう、お願いいたします。

ご多忙の折誠に恐縮ではございますが、何卒宜しくお願い致します。

【問い合わせ先】

始良市宮島町 25 番地
保健福祉部 長寿・障害福祉課
障害者福祉係
TEL：0995-66-3251（直通）
E-mail：shogai@city.aira.lg.jp